

マリン無線を利用しましょう！

国際 VHF 機器がようやく少し使えるようになりました。

それは、総務省が平成 21 年 10 月 2 日に改正法を公布したからです。

主な改正点は、

- (1) 特定船舶局の無線設備として、国際 VHF 機器及びデジタル選択呼出装置等を追加すること。 IC-M36J ¥21,000
- (2) スポーツ及びレジャー用の船舶局に係る自動識別装置の装置義務を無くすこと。
- (3) 任意に設置する国際 VHF 機器に係るデジタル選択呼出装置の技術的条件を定めること。
- (4) スポーツ及びレジャー用限定の船間波をすべての船舶のためのものとする。
- (5) その他所要の規定を整備すること。

使用できる機器

国内用機器は、認可を受けたものとなる。

外国で購入したものは、別途検査を申請しなければならないようだ。

使用開始の手続きは？

機器には、各地区の総合通信局ごとに使用申請書のようなものを提出しなければならない。ネットから DL できて郵送での申請もできる

販売店が代行することが多いのではないかな。当然手数料がかかるだろう。

運用には資格が必要

無線従事者免許が必要

5 W 以下のハンディタイプは、3 級。据え置き型 25 W 以上には 2 級免許がいる。

つまらない講習に高い金と時間をとられるだろう。

現在、3 級から 2 級にグレードアップするには講習時間の軽減が検討されている。

いずれ公布されるだろう。6 時間ぐらいの講習に短縮される予定。

DSC 付機器の使用は柔軟に

救難信号を、音声でなく、ボタン操作で発信できる設備だと理解しているが、

コレを使うには 2 級免許が対象となっている。命の軽重が免許によるのかな？

コレ付の機器でも、使用しなければ、3 級でも持っていてよい、ということのようだ。

おそらく、外国では、ほとんどがこの機種なんじゃないかな。

5W には着けない機器もありそう。これはぜひもので着いた機器を購入したいね。

免許によって救難信号を出せるか出せないかが決まるのはおかしい。

免許で優劣をつけるから、ややこしいことになった、ということだろう。

いずれは免許の優劣は撤廃されるだろう、と思いたい。

- 国際 VHF 無線機を使用するにあたっての申請書類について

申請費用は、5 W 機器で、7,100 円（収入印紙で納める）

だいたい、こんなところである。

とにかくも、イージス艦と漁船との事故の反省から緩和の方向に踏み出したわけだ。



しかし、肝心な、漁船と他の船との通信は、新たな機器の導入という獵師の自己負担による不都合な状況が続く。

と、まあいろいろ言いたいことは多いのだが、海の上では互いの声かけも大切だろうし、有事の場合は非常に便利なこと請け合いだろう。安い機械で良いから、皆で持ち、使っていくような方向で行きましょう！

国際 VHF の送信・受信周波数 チャンネル番号 *印は従来のマリン VHF

CH 番号	送信周波数 (MHz)	受信周波数(MHz)	使用用途 (備考)
01	156.050	160.650	船対船 船対海岸局
02	156.100	160.700	船対船 船対海岸局
03	156.150	160.750	船対船 船対海岸局
04	156.200	160.800	船対船 船対海岸局
05	156.250	160.850	船対船 船対海岸局
06*	156.300	156.300	船対船
07	156.350	160.950	船対船 船対海岸局
08	156.400	156.400	船対船
09	156.450	156.450	船対船 船対海岸局
10	156.500	156.500	船対船 船対海岸局
11	156.550	156.550	船対船 船対海岸局
12*	156.600	156.600	海上保安庁 告知放送 連絡
13*	156.650	156.650	船対船 船対海岸局
14*	156.700	156.700	船対船 船対海岸局
15	156.750	156.750	船対船 船対海岸局
16*	156.800	156.800	呼出応答チャンネル・ 遭難緊急連絡世界共通
17	156.850	156.850	船対船 船対海岸局
18	156.900	161.500	船対船 船対海岸局
19	156.950	161.550	船対船 船対海岸局
20	157.000	161.600	船対船 船対海岸局
21	157.050	161.650	船対船 船対海岸局
22	157.100	161.700	船対船 船対海岸局
23*	157.150	161.750	船対海岸局(通信業務用)
24*	157.200	161.800	船対海岸局(通信業務用)
25*	157.250	161.850	船対海岸局(通信業務用)
26*	157.300	161.900	船対海岸局(通信業務用)
27*	157.350	161.950	船対海岸局(通信業務用)
28*	157.400	162.000	船対海岸局(通信業務用)
60	156.025	160.625	
61	156.075	160.675	

6 2	1 5 6 . 1 2 5	1 6 0 . 7 2 5	
6 3	1 5 6 . 1 7 5	1 6 0 . 7 7 5	
6 4	1 5 6 . 2 2 5	1 6 0 . 8 2 5	
6 5	1 5 6 . 2 7 5	1 6 0 . 8 7 5	船対船
6 6	1 5 6 . 3 2 5	1 6 0 . 9 2 5	船対船 船対海岸局
6 7	1 5 6 . 3 7 5	1 5 6 . 3 7 5	船対船
6 8	1 5 6 . 4 2 5	1 5 6 . 4 2 5	船対船 船対海岸局
6 9 *	1 5 6 . 4 7 5	1 5 6 . 4 7 5	船対船 船対海岸局
7 0	1 5 6 . 5 2 5	1 5 6 . 5 2 5	遭難信号・受信のみ
7 1	1 5 6 . 5 7 5	1 5 6 . 5 7 5	外洋帆走海岸局加入船舶
7 2 *	1 5 6 . 6 2 5	1 5 6 . 6 2 5	船対船 船対海岸局
7 3 *	1 5 6 . 6 7 5	1 5 6 . 6 7 5	船対船 船対海岸局
7 4	1 5 6 . 7 2 5	1 5 6 . 7 2 5	外洋帆走海岸局加入船舶
7 5	1 5 6 . 7 7 5	1 5 6 . 7 7 5	
7 6	1 5 6 . 8 2 5	1 5 6 . 8 2 5	
7 7 *	1 5 6 . 8 7 5	1 5 6 . 8 7 5	マリン VHF 呼出応答チャンネル（日本）
7 8	1 5 6 . 9 2 5	1 6 1 . 5 2 5	船対船 船対海岸局
7 9	1 5 6 . 9 7 5	1 6 1 . 5 7 5	船対船 船対海岸局
8 0	1 5 7 . 0 2 5	1 6 1 . 6 2 5	船対船 船対海岸局
8 1	1 5 7 . 0 7 5	1 6 1 . 6 7 5	船対船 船対海岸局
8 2	1 5 7 . 1 2 5	1 6 1 . 7 2 5	船対船 船対海岸局
8 3	1 5 7 . 1 7 5	1 6 1 . 7 7 5	船対船 船対海岸局
8 4	1 5 7 . 2 2 5	1 6 1 . 8 2 5	船対海岸局
8 5	1 5 7 . 2 7 5	1 6 1 . 8 7 5	船対海岸局
8 6 *	1 5 7 . 3 2 5	1 6 1 . 9 2 5	船対マリン VHF 海岸局
8 7 *	1 5 7 . 3 7 5	1 6 1 . 9 7 5	船対マリン VHF 海岸局
8 8 *	1 5 7 . 4 2 5	1 6 2 . 0 2 5	船対マリン VHF 海岸局

新潟のマリン V H F 無線局（国際 V H F ）のチャンネルおよび周波数について
（参考 再掲）

チャンネル番号	周波数 MHz	チャンネル毎の使用目的
7 7	156.875	マリン VHF 船舶局、海岸局の専用呼び出し 応答用（通信を行っていない場合はこのチ ャンネルで常に聴取すること、またこのチ ャンネルは共通チャンネルなので通話には 使用しないこと。）
8 6	送信 157.325 受信	

	161.925	新潟ヨット 所属する海岸局との通信用
6 9	156.475	マリン VHF 船舶局との通信用
7 2	156.625	
7 3	156.675	

* 航行の安全等のために、マリン VHF 船舶局以外の無線局と通信を行う場合（海上保安庁等との通信）のチャンネルの選定は下記の表の使用目的に合わせて行ってください。

チャンネル番号	周波数 MHz	チャンネル毎の使用目的
6	156.300	マリン VHF 船舶局以外の一般船舶局（佐渡汽船や国内外の船舶等）との通信用
1 2	156.600	海上保安庁等の海岸局との通信用
1 3	156.650	マリン VHF 船舶局以外の一般船舶局との船舶相互間航行安全通信用
1 4	156.700	海上保安庁等の海岸局との通信用
1 6	156.800	遭難（メーデー）・緊急（パンパン）・安全（セキユリテ）通信およびマリン VHF 船舶局以外の一般船舶局等との呼び出し応答用（このチャンネルは通信に用いてはならない。また通信を行っていない場合はこのチャンネルも出来る限り聴守してください。）

< 余談 >

別の稿に講習会やら試験の事を述べております。読まれて興味のある方はご連絡ください。私としては、クラブ員の1人でも多くが普段気楽にコミュニケーションをとれ、万一の場合も助け合う手段としては、今度の改訂は便利なのではないか...と思うのです。

これまでの馬鹿らしい「マリン VHF」では目の玉が飛び出るような出費を求められ、しかも殆ど実用にならなかった訳ですが、今度は機器も安くなったし、まあ5 W でも越佐海峡では実用になるだろうと思うのです。

クラブで話が高じて、「クラブで講習会をやろう!」ということや、「免許試験の学習会をやろう」などと言う話になると本当にいいことだなあ～と願っています。

		主な機器（技適証付き） アイコム IC-M36J ¥21,000 IC-M72J ¥24,000 IC-M504J (25W) ¥35,000 スタンダード HX-751J ¥29,800 HX-851J ¥44,800 GX-1100J (25W) ¥29,800 25W 機は5年ごとの定期検査が必要です。 輸入製品で安いものがありますが、「技適証」が無いので、申請は難しいでしょう
GX-1100 ¥29,800		 IC-M72J ¥24,000